

令和5年（ネ）第206号 女川原子力発電所運転差止請求控訴事件

控訴人 原 伸雄 外15名

被控訴人 東北電力株式会社

### 第3 準備書面

令和5年11月2日

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 小野 寺 信 一  
外

#### 第1 はじめに

本書面では、宮城県と石巻市の避難計画が、具体性ないし合理性を欠いていることが明らかであり、これを確認ないし了承した女川地域防災協議会ないし原子力防災会議の判断に看過しがたい過誤や欠落があることを明らかにする。

併せて、人格権侵害の具体的危険が認められるのは、控訴人らを含むUPZ内の住民全員であること、控訴人らの居住地等を明らかにする。

#### 第2 宮城県（以下、県）と石巻市（以下、市）の避難計画の実効性の欠如

##### 1 県と市の避難計画の実効性の欠如の理由を「検査場所を開設できない」「バスの確保と配備ができない」に絞った理由は以下のとおりである

理由の第1は、その2点が、自家用車かバスで広域避難することになっている全ての避難者（市約15万人、甲B5の資料1、女川町約6000人）の避難に関係することである。

理由の第2は、検査場所の通過は受験で言えば受験資格のようなものであり、

「検査場所を開設できない」ことになれば、検査証明書、除染証明書を入手することはできず、受付ステーションでの交通渋滞など、控訴人が主張している他の実効性の欠如について、論ずる必要がなくなることである。また、「バスの確保と配備ができない」のであれば、自家用車のない住民はそもそも避難できなくなる。検査場所の開設とバスの確保と配備は避難計画の中核部分としてよく、「検査場所を開設できない」「バスの確保と配備ができない」のであれば、避難する上でのプラスは一切なくなり、マイナス（被害）のみが避難者に降りかかることである。

理由の第3は、被控訴人が検査場所に600名の要員を派遣し、かつ、女川地域原子力防災協議会（以下、協議会）の作業部会に毎回出席し、令和2年3月25日の協議会で被控訴人の増子副社長が「…、避難退域時検査の要員や機材の提供、…をはじめ、事業者に求められる対応について、しっかりと準備し、対応が必要になった場合には、原子力防災組織体制のもと、確実に対応していく。」旨回答し、検査場所が開設されるかどうかは被控訴人にとっても重要な課題であると共に検査場所が開設されるかどうかを熟知する立場にあることである。

理由の第4は、一審原告代表原伸雄の2022年9月14日付原告団意見陳述書5頁の以下の陳述と深く関わるということである。

「本訴訟の意義は、今やPAZ、UPZの住民約15万人が、事故発生後、

- ① 県の指示に従って検査場所に向かっているのか
  - ② 一時集合所でバスを待っていていいのか、来たバスに乗っているのか
- という、いのちに関わる切実な問題に集約されました。②が①と関連することは、先ほど述べたとおりです。」

その意味については、第3 結語にて改めて述べることとする。

「検査場所を開設できない」ことを知っているのは、控訴人らごくわずかな人たちであり、令和2年3月25日の協議会において、原子力災害対策指針等に照らし、「具体的かつ合理的である」との確認がなされたことによって、大多数の人たちは検査場所が開設されるものと信じている。避難指示が出れば（それが一部の地域を対象にしたものであっても）我先に検査場所に向かうことになる。

控訴人らは、UPZ（30km圏内）の住民である。控訴人らと女川原発との直線距離は別紙Ⅳのように、近い人で17.9km、遠い人で24.48kmであり、平均で19.26kmである。控訴人らの住所地から検査場所までの道路上の距離、女川原発と検査場所との直線距離は、それぞれ別紙Ⅳのとおりである。

控訴人らのうち9名が検査を受ける鷹来の森運動公園は、検査場所自体が30km圏内（27.85km）である。南郷体育館は（女川原発との直線距離が）33.15km、涌谷スタジアム野球場は35.03km、登米総合体育館は34.71kmであるから、控訴人らが避難のため、住所地から自家用車で各検査場所に向かった場合、その道路上の大部分が30km圏内である。

以上のように、検査場所が30km圏内及びその近隣に位置しているため、検査場所が開設されない場合、渋滞によって避難者の車両は検査場所から居住地間の（大部分が30km圏内の）道路上で拘束され、ほとんどの避難者が30km圏内を脱出できないことになる。その結果、以下のことが生ずる。

- (1) 居住地から検査場所間の通路上の渋滞に巻き込まれた多数の避難者が放射性物質を浴びる（車両は放射線を遮蔽しない）。30km圏からの早期脱出のための避難計画が、逆に多数の避難者たちを30km圏に閉じ込めることになる。

- (2) 渋滞に巻き込まれた車の数が極めて多い。その車列の中には、搬送中の入院患者や高齢者施設の入居者も含まれ、多数の体調不良者の続出が予想される。渋滞のために救急車が体調不良者の車両に近づけないなど、体調不良者の救出が極めて困難となる。
- (3) 「検査場所を開設できない」ことを知っていれば、検査場所に向かうことなく、30km圏を脱出することができたが、検査場所に向かい、渋滞に巻き込まれた結果、検査場所が開設できないことを知った後の避難は、苛酷かつ危険な避難となる。

「バスの確保と配備ができない」ことになれば、自家用車を持たない避難者は一時集合場所に来るはずのないバスを待つことになる。一時集合場所には食料がないので、食料を保管している自宅と一時集合場所を往復することになり、放射性物質を浴びることは上記(1)と同じである。一時集合場所での体調不良者の救出が困難であることは、(2)と同じである。「バスの確保と配備ができない」ことを知った後の苛酷かつ危険な避難については、(3)と同じである。

以上のように、避難計画に従い検査場所に向かうこと、避難計画に従い一時集合場所でバスを待つことは、避難計画の目標である減災と正反対の増災をもたらす。増災による(1)(2)(3)は人格権侵害そのものである。このように県と市の避難計画は20万人の避難の実現可能な避難計画ではなく、実現可能な体制も整えられていない。それどころか、被害を増幅する計画である。これでは原子力災害対策指針の目的を達成できず、また目的に反している。

理由の第5はその2点が証拠上明らかであり（これまでのところ）被控訴人において実質的反論を放棄していることである。

## 2 「検査場所を開設できない」ことと協議会及び作業部会との関係

下記3の(1)～(7)の理由により検査場所は開設できない。また、下記3の(8)の理由により、検査場所の継続も困難である。別紙Ⅰの協議会の作業部会において「開設の条件は何か」「開設の条件であるレーン、要員、資材は確保されているのか」「開設の条件であるレーン、要員、資材、食料、宿泊施設、トイレ等を検査場所に搬入できる時期はいつか」「避難車両が検査場所の周囲の道路を埋める前にそれらを搬入できるか」等は議論の対象になっていないし、議論も行われていない（判断の欠落）。

にもかかわらず、令和2年3月25日の協議会において、別紙Ⅱ①②③④の内容で原子力災害対策指針等に照らし、「具体的かつ合理的である」との確認がなされた。別紙Ⅱ①②③④によれば、検査場所に到着すれば、③の運営体制の下で、④の手順で、支障なく検査を受けられることになっている。検査場所が開設されない現実を無視した判断である（判断の過誤）。

別紙Ⅰのように、被控訴人はほぼ全ての作業部会に出席し、検査場所の開設条件が整っているか否かについて知りうる立場にある。よって、作業部会において、検査場所についてどのような議論が行われたかを明らかにするべきである。明らかにしない場合は、控訴人の主張するように、作業部会で検査場所の開設について肝心なことは一切議論していないと認めるべきである。

上記の「具体的かつ合理的」であるとの確認によって、避難者は検査場所が開設されるものと信じて、避難指示が出ると同時に（それが一部の地域を対象にするものであっても）検査場所に向かうことになる。開設できない検査場所に向かう訳であるから、検査と除染は行われず、避難者は検査証明書、除染証明書を入手することができず、受付ステーションの受付資格、避難所を利用する利用資格を失う。のみならず、上記のように、30km圏内あるいは30km圏近傍の検査場所から石巻市内に続く渋滞の車列に長期間閉じ込められ、多量の放射性物質を浴び、体調不良者の続出、その救出困難という事態にも巻き込ま

れる。原子力災害対策指針には、

「O I Lに基づく防護措置としての避難又は一時移転の対象となった住民等については、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所等までの場所において、避難退域時検査を行い、基準値を超えた場合には簡易除染等を行うことが必要である。」

「立地道府県等は、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に避難退域時検査及び簡易除染を実施する。なお、避難退域時検査及び簡易除染は、避難及び一時移転の迅速性を損なわないよう十分留意して行う。」（甲B1の73頁）

と規定されている。これは県に検査場所の開設義務があること、検査場所が開設され、検査及び簡易除染を実施すること、稼働が継続されることを前提にしている。検査場所を開設できない、継続できないことは、明らかに指針に違反している。

また、指針は「避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり・・・」と規定する（同70頁）。開設できない検査場所の周囲に多数の避難者を長期間閉じ込め、放射性物質を浴びさせることは、避難の目的に反し、その意味でも指針違反である。

（第11準備書面5頁、23頁～25頁、第12準備書面15頁～16頁等）。

また、別紙Ⅱ①②③④の内容での「具体的・合理的」であるとの確認は、内閣府の検査場所についての以下の判断基準（甲B16の7の1の資料2）にも違反している。判断基準は、

- (1) 避難退域時検査等による汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。
- (2) 避難退域時検査等の実施に当たっては、それが必要な対象全てに対して実施できるような場所を選定すべきであり、この避難退域時検査等は、可能な限りバックグラウンドの値が低い所で行うことが望ましい。
- (3) 立地道府県等は、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）を対象に避難退域時検査及び簡易除染を実施する（同75頁）。

等と規定し、同時に、

- (4) 避難退域時検査及び簡易除染は、避難及び一時移転の迅速性を損なわないよう十分留意して行う。
- (5) 避難退域時検査及び簡易除染によって健康リスクが高まると判断される住民等については、体調等が悪化しないように十分に配慮する（同75頁）。

と規定している。その意味でも判断の過誤がある（第9準備書面26頁～28頁）。

### 3 検査場所を開設できない理由

#### (1) オフサイトセンターが機能しない

##### イ 機能しない理由

放射性物質の拡散状況を見極め、使用できる検査場所と使用できない検査場所を区別するのは、オフサイトセンターの役目である。ところが、甲B第13号証の8の2によれば、オフサイトセンターでは

「使用できる検査場所と使用できない検査場所の区別をどの班が担当するかが決められていない。」

「使用できる検査場所と使用できない検査場所の区別の判断手順（マニュアル）が記載された文書が存在しない。」

ということである。

どの班がどのような手順で、使用できる検査場所と使用できない検査場所を決めるかが定まっていなければ、どの班が担当するかの議論で時間を空費し、担当班が決まった後の手順を巡る混乱でさらに時間を空費し、オフサイトセンター内の意思決定の遅れが、検査場所の開設を遅らせる。

さらには、被控訴人に使用する（できる）検査場所と使用しない（できない）検査場所の区別が伝達されてから要員を招集し、その要員が各検査場所に到着するまでの時間（日数）も不明である（甲B10の16の2）。

のみならず、第2準備書面の第4で述べたように、県は今になってもオフサイトセンターが現地本部としての判断を下すために、最低限誰と誰が揃うことが必要かを検討しておらず、それらのメンバーが参集し、オフサイトセンターとしての機能を発揮できるまでにかかる日数と時間も検討していない。また、オフサイトセンターのメンバーに対する事故発生時の連絡方法（携帯番号、メールアドレス等）を記載された文書及び参集した各班の班員の具体的な作業内容が決められた文書も存在しない（甲B第13号証の4～5）。この不備が加われば、使用できる検査場所と使用できない検査場所を（オフサイトセンターが）県や被控訴人に知らせることができるかどうかすら不明である（第10準備書面27頁～28頁、第9準備書面5頁～6頁、第8準備書面6頁～9頁、11頁）。

#### □ 被控訴人の立場と役割

いざという時、オフサイトセンターが機能するか否かは、600名の要員



を派遣する被控訴人にとって重要な問題であるので、上記の主張を否定するのであれば、控訴人の指摘する問題点についてオフサイトセンターから事情聴取し、避難指示が出た後、何時間（何日）で使用する検査場所と使用しない検査場所の区別を県及び被控訴人に連絡できるかを明らかにするべきである。それができなければ、いざという時、オフサイトセンターが機能しないことを認めるべきである。

## (2) 検査場所毎の現場計画が立てられていない

### イ 現場計画は「基本設計」に相当

検査場所の実効性の保持を義務付けている原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁放射線防護企画課）（甲B29の3）（以下、マニュアル）は、検査場所の位置（敷地の図面、周辺地図、基本動線図、配置図）と規模（屋内での検査可能人数、簡易除染可能人数、屋外での検査可能台数、簡易除染可能台数、駐車可能台数）に対応した実施計画（現場計画）を予め策定することを求めている（同5頁）。

ところが、控訴人らが検査を受ける鷹来の森運動公園、涌谷スタジアム 野球場、登米総合体育館の各検査場所について、県は

- ① 避難車両の動線をどのように設定したのか
- ② 検査レーンを置く場所
- ③ （避難者用の駐車場を設ける場合）その場所が記載された図面等の資料

は検討段階であり、確定したものは存在しないと回答し（甲B10の34）、検査場所の位置と規模と特徴に対応した現場計画を立てていないことを認めている。「検査場所における想定」も非開示である（甲B10の15の3の1）。検査場所の規模と特徴に対応した現場計画を立てていないことはマ

ニュアル違反である（第10準備書面5頁～7頁）。検査場所のどの場所にレーンを置くか、どの場所を避難車両の駐車場にするか、避難車両の動線をどのように設定するかを予め決めていなければ、いざという場合に、集められた要員のその場の協議で決める以外ないが、その場の協議で決められるような性質の問題ではない。

このことは、控訴人らによる鷹来の森運動公園の現地調査（甲B10の35、甲B10の27）、登米総合体育館の現地調査（甲B10の36）、涌谷スタジアム野球場の現地調査（甲B10の37）を見れば明らかである。鷹来の森運動公園や涌谷スタジアム野球場のような規模の大きな検査場所の場合、避難者用の駐車場とレーンを置く場所をどこに設けるか、入口から出口までの避難車両の動線をどのように設定するかによって役割毎の要員数は大きく変わってくる。現場計画に基づく役割毎の要員数の集計が当該検査場所の必要最小限の要員数となる。役割毎の要員数の積み上げ作業を行わないで、当該検査場所の必要最小限の要員数を決定することはできない。

それをしないで当該検査場所の必要最小限の要員数を決定すれば、過小要員、過剰要員をもたらし、いずれの場合も当該検査場所の稼働にとってマイナスとなる。現場計画の作成が未了であれば、事故発生後、「鷹来の森運動公園にいくつのレーンを設置するのか」「鷹来の森運動公園に何名の要員を派遣すべきか」を決めることができない。

以上のように、県は（検査場所における）レーン数、役割毎の要員数と（それを合計した）当該検査場所の必要最小限の要員数を決めるために必要な現地計画を立てていないのである。

#### □ 被控訴人の立場と役割

以上の主張を否定するのであれば、控訴人らが検査を受ける鷹来の森運動公園、南郷体育館、涌谷スタジアム野球場、登米総合体育館のどこにレー

ンを設置するのか、どこを避難者用の駐車場にするのか、避難車両の動線をどのように設定するのかを明らかにするべきである。それができなければ、現場計画が立てられていないという理由で、検査場所を開設できないことを認めるべきである。

**(3) 検査場所毎の必要最小限のレーン(可搬型ゲートモニター)(以下、レーン)数を確保していない。搬入もできない。**

**イ 検査場所毎の必要最小限のレーンを確保していない**

各検査場所に設置すべきレーン数が決まらなければ、検査場所毎の役割毎の要員数が決まらず、検査場所毎の役割毎の要員数が決まらなければ、その検査場所の必要最小限の要員数を決めることができない。検査場所毎の必要最小限の要員数が決まらなければ、使用する全ての検査場所の必要最小限の要員の(合計数)を決めることもできない。各検査場所に設置すべきレーン数は、各検査場所の必要最小限の要員数を決める基礎的要因である。

阻害要因調査における検査場所毎のレーン数の合計は、甲B10の5の1の資料1のとおり、合計93である(県もそれを認めている。甲B10の5の2)。一方、購入済のレーン数は現在でも12である(甲B10の5の1の資料2、甲B10の5の2、甲B10の32の3の1)。

県は検査場所全体でいくつのレーンが必要か検討したことがないことを認めている(甲B10の32の2)。阻害要因調査において93のレーン数を前提に調査を行っているにも関わらず、93が必要な数かどうかの確認すら行っていない。検査場所全体でいくつのレーンが必要か検討したことがないので、今に至っても必要とするレーン数自体が不明であり、結果として、いつ、いくつ購入するかという具体的な購入計画を立てていない。

## ロ 搬入もできない

さらには、検査場所において使用するレーンを保管場所から各検査場所に運搬する業者が決まっていない（甲B10の18の2）。レーンの各検査場所への運搬体制が記載された資料も不存在である（甲B10の4の3）。この現状で事故が起きてから運搬業者を探しても避難者の車両が検査場所の周囲の道路を埋める前にレーンを運び込むことができないことは明らかである（第8準備書面15頁）。

また、検査場所で使用するレーンを検査場所に搬入する責任者が、

- ① 県の原子力安全対策課（事故発生後も引き続き責任を持つ）
- ② 県の災害対策本部
- ③ 県の現地本部（オフサイトセンター）

のいずれであるかもはっきりしていない（甲B10の25の2）。このこともレーンの搬入を一層困難にしている（第9準備書面10頁）。

## ハ 被控訴人の立場と役割

被控訴人において以上の主張を否定するのであれば、必要なレーンが設置されるかどうかは、600名の要員を派遣する被控訴人にとって重要な問題であるので、県から事情聴取し、控訴人らが検査を受ける鷹来の森運動公園、南郷体育館、涌谷スタジアム野球場、登米総合体育館の使用が決定した場合（オフサイトセンターからその旨の連絡があった場合）、

- ① それらの検査場所に設置すべきレーンの数とその根拠
- ② そのレーンが使用の決定の連絡から何時間（何日）で搬入されるかとその根拠

を明らかにするべきである。それができなければ、控訴人らが検査を受ける鷹来の森運動公園、南郷体育館、涌谷スタジアム野球場、登米総合体育館に必要なレーンが確保されず、また、(避難者の車両が検査場所の周囲を埋める前に)搬入することも困難という理由で、検査場所は開設できないことを認めるべきである。

#### (4) 検査場所に必要最小限の要員を確保していない。派遣もできない。

##### イ 必要最小限の要員を確保していない

検査場所体制は検査チーム長の下で車両検査・除染チーム、住民検査・除染チームが行動することになっている(甲B10の20の3の1の4の別紙資料3)(別紙Ⅱ③)。車両検査・除染チーム、住民検査・除染チームの要員数はレーンの数に比例する。

当該検査場所に何台のレーンを設置するのかは役割毎の要員数を決定する最も大きな要因であり、設置すべきレーン数が決定されない限り、役割毎の必要最小限の要員数を決定することはできない。役割毎の必要最小限の要員数を決定し、それを合計しない限り、例えば、「鷹来の森運動公園を順調に稼働させるための必要最小限の要員数は何人か」と事故後、災害対策本部長から尋ねられても、誰も答えることができない。

県は「各検査場所(鷹来の森運動公園の検査場所及び涌谷スタジアム野球場の検査場所を含む。)の稼働開始に必要な最低限の要員数はそれぞれ何人か。」との調査囑託に対し、「避難退域時検査等場所は、あらかじめ候補となる20か所の公共施設等を選定している。原子力災害においては、災害の規模や気象状況に応じて検査場所を開設する場所、個々の検査場所で使用するレーン数等を適切に設定することとしており、必要最低限の要員数は一概には言えない。」と回答している。

必要最小限の要員数を一概に言えないのは、災害の規模や気象状況が理由ではない。災害の規模や気象状況はどの検査場所を開設し、どの検査場所を開設しないかの判断要素である。ここで問われているのは、開設すると決めた検査場所の必要最小限の要員数である。鷹来の森運動公園の検査場所を開設すると決めた場合、その必要最小限の要員数が問われているのである。検査場所毎のレーン数が決定されておらず、その結果、役割毎の必要最小限の要員数が不明であり、それをトータルした当該検査場所の必要最小限の要員数が不明であることが一概に言えないこと理由である。

控訴人らが県に「いずれにしろ各検査場所毎の必要最低限の要員の見積りは、現時点ではまだ行っていないということか」「仮に上記の2つの検査場所（鷹来の森運動公園の検査場所及び涌谷スタジアム野球場）について見積りが済んでいる場合は、その必要最低限の（県派遣の職員を含む）要員数と見積りの根拠」を質問したことに対し、県は「原子力災害においては、災害の規模や気象状況に応じて検査場所を開設する場所、個々の検査場所で使用するレーン数等を適切に設定することとしており、必要最低限の要員数は一概に言えないことから、様々な状況があることを念頭において備えている。」と回答している（甲B10の31の1の2、甲B10の31の2）。

各検査場所の規模や特徴を反映した現場計画に基づき、役割毎の要員数を合計し、検査場所毎の必要最小限の要員数（合計数）が決定されるのであり、そのような積み上げ作業抜きに検査場所毎の必要最小限の要員数を決めることはできない。必要最小限の要員数を決めるための（設置すべきレーン数等の）基礎的積み上げ作業を怠った結果、「一概に言えないことから、様々な状況があることを念頭において備えている。」と回答する以外ないのである。「要員の動員配備計画」が未整備（甲B10の15の3の4）であるので、詳細な役割分担は定まっていないことも役割毎の要員数を決められない理由である。

被控訴人600名の派遣、県320名の派遣の要員数も検査場所毎の必要最小限の要員数（合计数）との関係では、何ら根拠のない数字である。「各検査場所の必要最小限の要員数は一概に言えない（調査囑託に対する県の回答）」のであれば、被告600名、県320名によって開設する検査場所の必要最小限の要員数を賄える保証はない。

又、「8箇所に派遣する職員数を320名とし、うち4会場分として160名を名簿化したという趣旨か。（そうであれば）その4会場は、どことどこか（質問②）」との控訴人らの質問に県は「会場は特定せず名簿化したもの」と回答している（甲B10の31の1の2、甲B10の31の2）。

名簿化した160名が、規模が違う会場を特定せずに決定された人数であるということは、320名という派遣予定の職員の数には算出根拠がないということに他ならない。各検査場所の役割毎の人数の積み上げをしていないのであるから当然である。320名の算出根拠が明らかでないということは被控訴人が派遣する600名の算出根拠も不明ということになる。

現に令和3年8月6日の被告と県との打ち合わせで県から「これまで避難退域時検査等場所における要員として依頼していた検査チーム要員（車両検査・除染、住民検査・除染）に加えて支援チーム要員（交通誘導、車両保管）についてもお願いしたい。」と依頼されたことに対し（甲B10の15の3の3）、同年8月23日の打ち合わせで被控訴人は「検査チーム（車両検査・除染、住民検査・除染）要員に加え、支援チーム（交通誘導、車両保管）についても協力。」と回答している（甲B10の15の3の4）。

設置すべきレーン数に対応した検査場所毎の役割毎の必要最小限の要員数を予め調査していれば、支援チーム（交通誘導、車両保管）の検査場所毎の要員数も明らかになっているはずであり、それが明らかになっていれば、役割が増えたことにより、その分を600名に加える必要がある。600名の範囲内で支援チーム（交通誘導、車両保管）の分を増やせば、検査チームの

分を減らさなければならない。600名の範囲内でやりくりすることなどで  
きないのである。被控訴人の役割が増えたにも関わらず、600名に変更を  
加えていないということは、600名が根拠のない数字である証左である。

以上のように、被控訴人が確保すべき600名、県が確保すべき320名  
は何らの根拠のない数字であり、この要員数によって検査場所を開設し、予  
定台数の車両の検査を行える保証は全くない。

加えて、検査場所の要員の確保に責任を持つのが

- ① 県の原子力安全対策課（事故発生後も引き続き責任を持つ）
- ② 県の災害対策本部
- ③ 県の現地本部（オフサイトセンター）

のいずれであるかも決まっていない（甲B10の25の2）。このことも要  
員の確保を一層困難にしている。

#### ロ 派遣もできない

要員の派遣方法も定まっていない。県は控訴人らの「8箇所の検査場所に  
派遣する320名の県職員の派遣方法（自家用車を有する職員については向  
かうべき検査場所を知らせ、独自に検査場所に向かわせるのか、（自家用車  
の有無にかかわらず）向かうべき検査場所毎の職員をどこかに集めてバス等  
で向かわせるのか）」「その場合バスはどのような方法で調達するのか」との  
質問に対し、「現時点では、要員の移動手段は自家用車や公用車の乗り合い  
を想定しているが、他の有効な手段についても、引き続き検討していく」と  
回答し、「バスの調達に要る時間、どこかに集めるまでの時間、バスが発車  
して検査場所に到着するまでの時間等を調べているのか。」との質問に対し  
ては「調査したことはない。」と回答している（甲B10の31の1の2、



甲B10の31の2)。

また、「どの職員をどこの検査場所に向かわせるかは事前に決めておいて、その職員にも知らせておくのか、事故発生後に決め、連絡するのか」「後者である場合誰がどのような方法でそれを決めるのか」「現時点では派遣方法についてどこまでのことが決まっているのか」との質問については「避難域時検査等場所への派遣決定にあたっては、災害の規模や緊急性等に応じて災害対策本部長が決定する。」と回答している（甲B10の31の2）。

派遣方法の検討状況がこの程度であれば、避難車両が検査場所の周囲の道路を埋める前に職員が検査場所に到着できる保証はなく（第11準備書面、第5）、その点は被控訴人の600名にもそのまま当てはまる（第10準備書面23頁～27頁）。県は、調査嘱託5（「宮城県の職員が、東北電力株式会社が検査場所に派遣する約600名とは別に各検査場所に派遣される場合、その職員が検査場所に到着する時間（日数）及び東北電力株式会社が動員する約600名の要員が検査場所に到着する時間（日数）を調べたことがあるか。あれば、その調査結果はどのようなものであったか。」）に対し、「調査したことはない。なお、東北電力が調査したかどうかは把握していない。」と回答している（第9準備書面14頁～15頁）。被控訴人が確保すべき600名、県が確保すべき320名の確保自体不明であるだけでなく、検査場所への到着時期も不明であるから検査場所の周りが避難者の車両で埋まる前に当該検査場所の稼働に必要な必要最小限の要員を到着させる保証はない。

## ハ 被控訴人の立場と役割

被控訴人において以上の主張を否定するのであれば、控訴人らが検査を受ける鷹来の森運動公園、南郷体育館、涌谷スタジアム野球場、登米総合体育館の使用が決定した場合（オフサイトセンターからその旨の連絡があった場

合)

① それらの検査場所の役割毎の必要最小限の要員数とその根拠及び（それを合計した）各検査場所の必要最小限の要員数

② それらの検査場所の使用の決定の連絡から何時間（何日）で①の要員のうち被控訴人の600名を検査場所に到着できるのかとその根拠

を明らかにするべきである。それができなければ、検査場所毎の必要最小限の要員数が不明であり、また、確保もされておらず、（避難者の車両が検査場所の周囲を埋める前に）到着することもできないという理由で、検査場所が開設できないことを認めるべきである。

**(5) 検査場所の必要最小限の資材を確保していない。搬入もできない。**

**イ 検査場所の必要最小限の資材を確保していない**

当該検査場所の必要最小限の要員数も決まらなければ、要員数に比例する防護服等の資材（甲B10の16の1の資料2）の量を決定することができず、量が決定できなければ、購入もできず、購入していなければ搬入もできない。

現在購入済の防護服は216着である（甲B10の32の3の2の2）。直接皮膚に放射性物質を付着させないために、防護服を着る必要があることは甲B10の20の3の1の2の6.3「体表面汚染の防ぎ方」のとおりである。被控訴人の600名、県の320名分にも足りていない（第11準備書面第9）。被控訴人の600名、県の320名で4日間検査を続けるとすれば（600名+320名=920名×4日=3680名分）が必要であり、4日後に交替するとすれば、交替後の要員数に対応した防護服も必要である。検査場所全体での要員数×継続日数分の防護服を購入しておく必要があると

ころ、検査場所全体での必要最小限の要員数も継続日数も不明であるから、購入すべき量を決定することができず、購入も未了であり、その結果が購入数216着である。

のみならず、資材の確保の責任者が

- ① 県の原子力安全対策課（事故発生後も引き続き責任を持つ）
- ② 県の災害対策本部
- ③ 県の現地本部（オフサイトセンター）

のいずれかであるかもはっきりしていないことが資材の確保を一層困難にしている（甲B10の25の2）。

#### ロ 搬入もできない

よしんば、必要量を購入できたとしても

- ① 避難開始から、必要資材を運搬する業者を選定するまでの時間（日時）を調査したことがない
- ② 必要資材の運搬業者のトラックが事業所を出て、保管場所で必要資材を積み込み、検査場所に到着するまでの時間（日数）を調査したことがない（甲B10の32の2）

のであるから、レーンや要員同様、避難者の車両が検査場所の周囲を埋める前に搬入できる保証はない（第10準備書面16頁、20頁～21頁）。

## ハ 被控訴人の立場と役割

被控訴人において以上の主張を否定するのであれば、600名の要員を派遣する被控訴人にとって、防護服の確保と搬入は重要な問題であるので、控訴人らが検査を受ける鷹来の森運動公園、南郷体育館、涌谷スタジアム野球場、登米総合体育館の使用が決定した場合（オフサイトセンターからその旨の連絡があった場合）

- ① それらの検査場所の1日の稼働にとって必要な防護服の数とその根拠
- ② その防護服を使用の決定から何時間（何日）で搬入されるかとその根拠

を明らかにするべきである。それができなければ、控訴人らが検査を受ける鷹来の森運動公園、南郷体育館、涌谷スタジアム野球場、登米総合体育館に派遣される要員用の防護服が確保されておらず、また、（避難者の車両が検査場所の周囲を埋める前に）搬入することもできないという理由で、検査場所を開設できないことを認めるべきである。

(6) 食料、宿泊施設、トイレを確保していない。搬入もできない。

### イ 食料、宿泊施設、トイレを確保していない

3交替24時間で稼働を継続する場合、交替が来るまではその検査場所で寝泊まりする以外ない。冬は暖房、夏は冷房が必要である。宿泊施設を用意できなければ、各人の自家用車で寝泊まりする以外ない。

県は320名の派遣予定者に「宿泊施設の整備の見通し」を説明していないことを認めている（甲B31の2）。そもそも検討していないから説明の仕様がなないのである。「各検査場所内に要員の宿泊施設を整備する必要があるか否か、整備することができるか否かを調査した資料」が不存在であることがそれを示している（甲B10の17の2）。

説明しないままで派遣すれば、宿泊しないで仕事が終了する（1日で仕事が終了する）と信じて派遣に応じた職員を騙すことになり、職員の反発は必至である。以上のことは、被控訴人が派遣する600名にもそのまま当てはまる。

食料は稼働当日から必要である。調理して出すか、出来合いの弁当で済ませるかも決まっていない。必要な数の弁当をその都度、運んで来ることができなければ、要員の招集と同時に必要な量を持ち込む必要があるが、持ち込めるか、持ち込めたとして保存ができるか、これらについても県は検討していない。「各検査場所の要員のための食料の確保が必要であるか否か、確保できるか否かを調査した資料」が不存在であることがそれを示している（甲B10の17の2）（第8準備書面12頁）。

弁当を持ち込むなら（検査場所の周囲の道路を避難者の車両が埋める前に）持ち込む以外ない。弁当を作る30km圏内の業者も避難するので、30km圏内の業者による弁当の搬入は困難である。避難者の車両が検査場所の周囲の道路を埋めてしまえば、仙台の弁当業者の車は検査場所に近づくことすらできない。被ばくの危険を承知で弁当を届ける業者が見つかる保証もない。

調理して出すのであれば、調理器具を搬入する必要がある。食材をどのように確保して、だれがいつ検査場所に持ち込むのか、どこで誰が調理するのか、調理する場所があるのか否かも調べていない。現場計画が立てられていないから調理する場所も未定である。役割毎の要員数の積み上げが行われていないから、誰が調理するのかも未定である。

持ち込む食料の量は検査場所毎の必要最小限の人数と稼働継続日数を掛けて決まるが、検査場所毎の必要最小限の人数と稼働継続日数が未定であれば（弁当の数にしる、調理して出す場合の食材の量にしる）決定は困難である。既存のトイレを避難者が使うのであれば、要員用の簡易トイレを持ち込む必要があるが、確保しているかどうか、持ち込めるかどうか不明である。

要員用の簡易トイレをどこに置くかも未定である。同時に、現場計画が立てられていないので、要員の自家用車の駐車場を避難車用の駐車場と別に確保できるかも不明である。

#### ロ 搬入もできない

上記のように、食料、宿泊場所、トイレは確保されておらず、事故が起き、検査場所の使用が決定したとしても、確保していない食料、宿泊場所、トイレを搬入することができないことは明らかである。食料、宿泊場所、トイレの調達を事故後に開始しても、購入に要する時間と運搬に要する時間からして、避難者の車両が検査場所の周囲の道路を埋める前に搬入できないことは明らかである。

#### ハ 被控訴人の立場と役割

被控訴人において以上の主張を否定するのであれば、600名の要員を派遣する被控訴人にとって重要な問題であるので、控訴人らが検査を受ける鷹来の森運動公園、南郷体育館、涌谷スタジアム野球場、登米総合体育館の使用が決定した場合（オフサイトセンターからその旨の連絡があった場合）

- ① それらの検査場所の食料と宿泊施設、（要員用の）トイレが確保できるか否か、確保できる場合はその根拠
- ② 使用の決定から何時間（何日）で食料と宿泊施設、（要員用の）トイレが搬入できるかとその根拠
- ③ 要員予定者から「何日働くのか（何日で交替するのか）」「どこで寝泊まりするのか」「食料は用意されているのか」との質問が必ず出るはずであり、その質問にどのように回答したか

を明らかにするべきである。それができなければ控訴人らが検査を受ける鷹来の森運動公園、南郷体育館、涌谷スタジアム野球場、登米総合体育館に必要な食料、宿泊施設、(要員用の)トイレが確保されておらず、また、(避難者の車両が検査場所の周囲を埋める前に)搬入することもできないという理由で、検査場所は開設できないことを認めるべきである。また、③を明らかにできなければ、要員予定者との面談すら未了ということである(第10準備書面21頁～23頁)。

**(7) レーン、要員、資材、食料、宿泊施設、トイレ等を避難車両が検査場所の周囲の道路を埋める前に搬入させることができない**

現在保有しているレーン数は12であり、阻害要因調査の時の数が93であることとの比較においても明らかに少ない(甲B10の5の2、甲B10の32の3の1)。レーンが不足した場合につき、県は「資機材が不足する場合においても、「原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)」に基づき、当該協定を締結している他13道府県と、全国的に資機材を融通し合う体制が整備されている。」(甲B10の31の2)と回答するが、県内に保管されている12ですら、被ばくの危険を承知で搬入を引き受けてくれる業者が見つかるかどうか、見つかったとして各検査場所にそれがいつ届くのか不明である(甲B10の32の2)。

ましてや、他県のレーンを借りることができたとしても、必要な数に達するかどうか不明であり、被ばくの危険を承知で搬入を引き受けてくれる他県の業者を見つけ、その業者がレーンを検査場所にいつ搬入してくれるかは、調査自体しておらず、不明である(甲B10の38)。他県から貸与されるレーンをあてにして検査場所を開設しようとしていること自体、検査場所の実効性を真剣に検討していない証拠である。

この点は検査場所の稼働に必要な資機材の調達と運搬についても同じで

ある。要員が身につける防護服のうち、現在購入済みの個人防護装備の数量は、上記のとおり、わずか216着である（甲B10の32の3の2の2）。不足の個人防護装備の購入を決定した後、メーカーや販売店等と交渉し、実際に取得できるまでの時間（日数）を検討したことはなく、必要資材を運搬する業者を選定するまでの時間、（防護服を含む）必要資材を積載した運搬業者のトラックが事業所を出て、保管場所で必要資材を積み込み、検査場所に到着するまでの時間については現在に至っても調査していない（甲B10の32の2）。

不足する防護服等も「原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）」に基づき、融通してもらおうつもりでいるとしたら、レーンと同様、それらがいつ検査場所に届くかは全く不明であり、要員が到着する前に届く保証はない（福島第一原発事故の際、自衛隊に防護服が届かず、出発できなかったことは双葉病院事件で明らかである）。

レーン、要員、資材、食料、宿泊施設、トイレ等を避難車両が検査場所の周囲の道路を埋める前に搬入させるためには、一定期間、避難車両を検査場所に近づかせない厳重な交通規制を敷く以外ない。県と市の計画にはそのような交通規制は予定されていない。協議会と作業部会でも、避難車両を検査場所に近づかせない厳重な交通規制について議論をしていない。よって、避難車両を検査場所に近づかせない厳重な交通規制の実施は不可能である。

従って、被控訴人がレーン、要員、資材、食料、宿泊施設、トイレ等を避難車両が検査場所の周囲の道路を埋める前に搬入させることができると主張するのであれば、どのような方法でそれを実現させるのか、具体的な方法を明らかにするべきである。それができない場合は、避難車両の方が先に検査場所の周囲の道路を埋めてしまい、レーン、要員、資材、食料、宿泊施設、トイレ等の車両が検査場所に近づくことすらできないことを理由に、検査場所が開設できないことを認めるべきである。



(8) 検査場所毎の継続日数が不明（継続日数に見合う要員、資材、食料等を確保していない）

イ 検査場所毎の能力を調べていない

県、市、内閣府は、検査場所毎の能力を調べていない。その結果、その検査場所を何日間継続する必要があるか不明である。被控訴人の600名から「何日働くのか」「いつ交替するのか」「交替要員は確保されているのか」と質問され、回答できなければ、派遣に同意する職員などいるはずがなく、要員の確保は困難である。検査場所毎の能力を調べていないことは、以下の事実から明らかである（甲B第16号証の6の1～2）。

「両検査場所（鷹来の森運動公園と涌谷スタジアム野球場）の処理能力（検査を宮城県の資料の順に行い、検査済み車両が同検査場所の出口を出て、次の車両が出るまでの平均時間）を女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない。」

「両検査場所の稼働日数を女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない。」

検査場所の能力は、各検査場所の出口を検査済み車両が出て、次の1台が出るまでの平均時間によって計算される。各検査場所に通じる道路は一車線であり、入口・出口も一車線であるから、検査場所内の駐車場が埋まれば、1台が出ることによって1台が入れる計算になる。

設置するレーン数を増やせばその平均時間を短縮できるが、それらのレーンに（間隔を置くことなく）次々に車両を入れられるかが鍵になる。高速道路の入口のように、各検査場所に入った車両がそのままレーンに向か

うのであればともかく、ほとんどの検査場所はいったん駐車場に入り、駐車場からレーンのある場所に誘導する仕組みをとっている（甲B10の15の1の資料1）。疲れ切って検査場所の駐車場にたどり着く訳であるから、以下のことを考慮する必要がある。

- ① 駐車場に入った避難車両の避難者の大部分がトイレに駆け込むと予想される
- ② 夜間、駐車場に入った避難車両の運転手が眠り込むことがあると予想される
- ③ 駐車場に入った避難車両の運転手が食事を始めることがあると予想される
- ④ 避難者から検査場所の要員に対し、食糧、水、燃料等の提供を求めてくることがあると予想される
- ⑤ 体調不良者への救護を求めてくることがあると予想される

のみならず、処理（検査）能力を判断するにあたっては

- ⑥ 「避難者用の駐車場からレーンのある場所への誘導」「その駐車場からレーンのある場所に向かう車両と検査を終えて出口に向かう車両との交錯の回避」「検査済み車両の出口への誘導」に多数の要員を配置する必要があると予想される
- ⑦ 出口での交錯（入口から入る車両と右折して出口から出る車両との交錯）によって出口から出られないことが予想される
- ⑧ 出口を出た検査済み車両が渋滞に巻き込まれ、その列が出口まで連なり、出口から出られないことが予想される

ことも考慮する必要がある。①～⑧を考慮した検査場所毎の処理能力を調べていなければ、その検査場所を何日間継続するのも分からないことになる。検査場所毎の処理能力を調べていないことは、鷹来の森運動公園と涌谷スタジアム野球場の検査場所における処理能力を調査した資料として開示されたのが、平成元年11月13日（水）に実施された宮城県原子力防災訓練で避難車両の検査場所を通過するに要する時間を検証した記録（甲B10の17の3）のみであることによっても明らかである。

道路も駐車場も避難車両であふれている実際の避難の現場とかけ離れた防災訓練の際の調査結果であるが、そのような状況下でも結果は「汚染の無い車両が全行程を通過するのに要した時間は平均6分5秒」「汚染のある車両が全行程を通過するのに要した時間は平均23分4秒」であった。平成元年からこれまでの間、通過に要する時間（能力）を検証していないのである。

ちなみに、鷹来の森運動公園の検査場所では、約3万3734台の車両が検査を受けると予想される（第10準備書面7頁）。24時間休みなく稼働し、1分に1台の車両が同検査場所の出口から出て、入口から1台が入るとして、 $3万3734台 \div 60（分） \div 24（時間） = 23日$ 近くかかることになる。

#### □ 継続日数分の要員、資材、食料の確保が困難

内閣府も県も、上記のように、継続日数を調べていないことを情報公開請求において認めている（内閣府については甲B16の6の2、県については甲B10の17の2）。検査場所毎の継続日数が分からなければ、継続日数分の要員、資材、食料の確保も困難である。

要員用の防護服の数は各検査場所毎の必要最小限の要員数と稼働継続日数を掛けて決まるが、必要最小限の要員数と稼働継続日数が決まらなければ、各検査場所にどれだけの数の防護服を搬入すべきかも決められない。

現に令和3年10月19日付の情報公開請求（甲B10の18の1）に対し、県は

- 「⑮ レーンを除く検査場所の検査に要する資材（別紙資料2）を購入すべき立場の者の職種等が分かる資料
- ⑯ 上記⑮の者がその資材の購入を決定して確保できるまでに要する日数を調査した結果が記載された資料
- ⑰ その資材の購入を確保してから各検査場所に届けるのに要する日数を調査した結果が記載された資料」

につき不存在と回答し（甲B10の18の2）、令和4年5月26日付の情報公開請求に対しても、同様の回答をしている（甲B10の32の2）。

## ハ 被控訴人の立場と役割

被控訴人において以上の主張を否定するのであれば、その検査場所が何日継続するかは600名の要員を派遣する被控訴人にとって重要な問題であるので、控訴人らが検査を受ける鷹来の森運動公園、南郷体育館、涌谷スタジアム野球場、登米総合体育館の使用が決定した場合（オフサイトセンターからその旨の連絡があった場合）

- ① それらの検査場所を何日間稼働させるのかとその根拠
- ② 稼働日数に対応する（600名以外の）交替用の要員数とその根拠
- ③ 稼働日数に対応する防護服の数とその根拠
- ④ 稼働日数に対応する食料、宿泊施設、トイレの確保の見通しとその根拠
- ⑤ （避難者の車両が検査場所の周囲を埋めている状況下で）どのようにして②③④を検査場所に到着、搬入させるのかその方法

を明らかにするべきである。それができなければ、仮に開設できたとしても継続できないことを認めるべきである。

## (9) 結論

- イ 検査場所の開設条件（レーン、要員、資材、食料、宿泊施設、トイレ等）は各検査場所のレーン数が決まらなければ、各検査場所の必要最小限の要員数、各検査場所の資材の量も決められないという形で、相互に関連している。
- ロ 検査場所毎の継続日数が不明であることも、そのことによって交替の要員数が不明、交替要員用の資材等の確保が不明という形で他の開設条件に影響を与えている。
- ハ また、それら開設条件をいつまでに搬入できるかも重要であり、要員が到着しても資材が到着しなければ活動できない、要員と資材が到着しても、レーンが到着しなければ、活動できない。しかも、それら開設条件の全てが避難者の車両が検査場所の周囲を埋める前に到着、搬入を終了させる必要がある。

別紙Ⅰの作業部会では、開設条件が何かすら議論されておらず、従って、イ～ハは議論されていない。検査場所を通過出来なければ避難そのものが不可能となるにもかかわらず、検査場所の開設の可否について、議論らしい議論をなぜしなかったのかと言えば、避難計画が机の上、紙の上のみで作成され、その時、現場で何が起きるかを反映すれば、收拾がつかなくなることを（県、市、内閣府が）懸念したこと（第8準備書面第1の1、2）、協議会の「具体的・合理的」の確認とそれを要件とする「地元同意」にとって、検査場所の開設の可否を論ずることがマイナスに働くことを（県、市、内閣府

が) 懸念したからである。

「地元同意」のためには、敢えて実効性の根幹部分には触れないという方針の下に作業部会が実施され、それ故、検査場所の開設の可否について、議論らしい議論をしなかったのである。開設されるべき検査場所が開設されず、そのことを避難者が知らず、協議会の「具体的・合理的」の確認によって開設されると信じて検査場所に向かう訳であるから、その混乱は容易に想像できるところである。減災のための避難計画が「増災」に変貌することは確実である。それを回避する途は、裁判所が検査場所が開設できないことを明確に認定することである。被控訴人の本準備書面に対する反論を見れば、裁判所の役割は一層明らかになるに違いない。

#### 4 「バスの確保と配備ができない」ことと協議会及び作業部会との関係

バスの確保と配備にとって乗り越えるべき下記の課題について、別紙Ⅰの協議会及び作業部会は議題の対象にしておらず、議論も行われていない(判断の欠落)。

- (1) 緊急輸送に必要なバスのトータル台数(席数)を把握していない。
- (2) バス事業者に協力を要請する責任主体について、県と公益社団法人宮城県バス協会(以下、協会)との間に争いがあり、バス事業者に対する継続的協力要請が(双方から)行われていない。
- (3) 厚生労働省の改善基準告示で定めるバスの運転手の拘束時間(「1日(始業時刻から起算して24時間)の拘束時間は13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても16時間が限度」「1日の休息期間は継続8時間以上必要」)(甲B11の7の3)内に事業所を出て、事業所に戻ることは不可能。
- (4) 添乗員(市の職員)を確保していない。添乗員の役割も決められていない。

にもかかわらず、令和2年3月25日の協議会において、バスの確保と配備について、別紙Ⅲ①②の内容で原子力災害対策指針等に照らし、「具体的・合理的」であるとの確認がなされた。

別紙Ⅲ①の「宮城県及び宮城県バス協会は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」に基づき住民避難用バスを確保。」は、バスの確保の責任主体を県と協会の両者としているが、両者ともに責任主体であることを否定し、後に詳しく述べるように、両者ともに事業者に対する継続的協力要請を行っておらず、いざという時、何台バスが確保できるかは不明である。両者が協力してバスの確保ができるかのような別紙Ⅲ①は現実を無視した判断である（判断の過誤）。

別紙Ⅲ②の「宮城県は、住民の一時移転等に備え、宮城県バス協会等にバスの派遣準備を要請。」も、協会がバスの確保と配備の責任主体であることを否定し、責任主体は県であると主張している現実を無視した判断である（判断の過誤）。

令和2年3月25日の協議会の確認によって、自家用車を有しない避難者は、来ることのないバスを来るものと信じて一時集会所で待つことになる。バスが来ないことが分かっていたら、他の手段で30km圏内から離脱することができたにもかかわらず、そのチャンスをみすみす失い、一時集合場所内あるいは自宅との往復で放射性物質を長期間浴びることになる。

バスが来ても、検査場所が開設されなければ、検査場所から続く車列の中に閉じ込められ、検査証明書、除染証明書を入手できず、行き先の定まらないバスとなり、過酷かつ危険な避難を開始せざるを得ない。バスには多数の高齢者が乗っているが、体調不良者が出ても、救出は困難である。

原子力災害対策指針に

「各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である」

(甲B1の70頁)

と定められていることに照らし、バスの確保と配備ができない現状は、明らかに指針に違反している。また、内閣府から開示された「協議会が令和2年3月25日に、宮城県及び30km圏内の各市町の避難計画を含む女川地域の緊急時対応が「具体的・合理的」なものであると確認した際に適用した（「具体的・合理的」であるか否かの）判断基準が記載されている文書」（甲B16の7の1の資料2、同3）には、

「輸送手段及び連絡手段の確保が必要である」（同77頁）。

との規定もある。バスの確保と配備ができない現状は、この判断基準にも違反している。

## 5 バスの確保と配備ができない理由

### (1) 緊急輸送に必要なバスのトータル台数（席数）を把握していない

甲B第16号証の6の1～2の以下の事実からそれが明らかである。

「バスを利用する避難者数を女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない」

「バスを利用する避難者に必要なバスの台数を女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない」（第6準備書面1～3頁）

また、UPZについては、避難者数、輸送能力、配車図を作成していない。



このことは甲B11の15の3の2、同15の4の1～2によって明らかである。UPZについては何台（席数）のバスを用意する必要があるか、それすら明らかになっていないのである（第8準備書面18頁）。

従って、協会を通じ、一定数のバスが確保・配備されても、不足するバスの台数（席数）が不明であり、必要とするバスを確保・配備できる保証はない。

(2) バス事業者に協力を要請する責任について、県と協会との間に争いがあり、  
バス事業者に対する協力要請が（双方から）行われていない

イ バス事業者に協力を要請する責任について、県と協会との間に争いがあり、  
必要なバスの確保が困難

県は平成30年9月13日、協会との間で、原子力災害時における緊急輸送に関する協定書（以下、協定）（甲B7の1の1の資料5）を締結した。協定では、協会の業務内容が以下のように規定されている。

「本協定により、甲（宮城県）が乙（協会）又は乙の会員に対し協力を要請する業務は、原子力災害の発生時の被災者（観光客等帰宅困難者を含む）の輸送業務及びその他バスによる支援業務とする

甲は、乙が実施する業務が円滑に実施できるよう、情報の提供等必要な協力を行うものとする」（同3条）

ところが、事業者にもバスの提供を要請する責任を負うのは誰か（県か協会か）につき、県は控訴人らに対し、

「災害時には、協定に基づき、宮城県の責任において、原則として宮城県の災害対策本部から宮城県バス協会に対し、輸送支援を要請する」

「この要請内容について、協会（担当窓口）から個別事業者に伝達する」

と回答し、直接事業者にはバスの提供を要請する責任を負うのは協会であるとの見解を示している（甲B7の2の2の13頁、甲B7の3の2の11頁）。

一方、協会は控訴人らに対し、事業者にはバスの提供を要請する責任を負うのはあくまでも県であると回答している（甲B11の4の2、甲B11の5の2）。

事業者にはバスを要請する責任が協会にあるのか県にあるのかは極めて重大な問題である。なぜなら、事業者にはバスを要請する責任者は、日頃から継続的に

- ① 事業者が何人乗りのバスを何台保有しているかを把握する
- ② 原子力災害発生時、バスの運転手の同意の有無も含め、何人乗りのバスを何台提供してもらえるか事業者毎の見込みを立てておく
- ③ 上記②を踏まえ、協会全体からおよそ何台（何人分）のバスを提供してもらえるかの見込みも立てる
- ④ （責任主体は）事業者との連絡網を整備しておく
- ⑤ （責任主体は）休日・夜間も含め、事故発生時に即座に対応できる体制を整えておく

必要がある。同時に、

- ⑥ 協会が責任者の場合、上記③の結果を県に通知し、県は不足のバスを他の手段で調達する。県が責任者の場合、③で明らかになった不足のバスを他の手段で調達する

必要がある。

県と協会は、事業者にバスを要請する責任を互いに押しつけており、上記①～⑥の継続的活動は双方共に行っていない。①～⑥の継続的活動と、事故発生時、事業者からバスを調達できるかは密接に関連する。①～⑥の継続的活動なしに、事故発生時、突然事業者にバスを要請しても応じてもらえる可能性は極めて低い。

同時に、事故時の突然の事業者への要請では（責任主体が県・協会のいずれであっても）一人一人の事業者の説得に時間を要し、結果としてバスの確保に膨大な時間がかかり、その点でもバスを確保することができない。①～⑥の継続的活動によって、どの事業者から何台（何人分）のバスを提供してもらえるかの見込みを立てておく必要があるのはそれ故である。よって、現状では、事故発生時のバスの確保は不可能である。

控訴人らが県に「宮城県あるいはバス協会から要請があれば協会の会員は応ずるのか。応ずると判断する根拠は何か。応ずるか応じないか事前に調査するのか。調査しないまま、いざという時になって応じないことが判明した時はどうするのか」「仮にバス会社が要請に応ずるとしても、運転手の同意が得られる保証はないのではないか（30km圏内に居住する運転手は自らの家族を避難させる必要がある）」と質問したことに対し、県は「公益社団法人宮城県バス協会とは、協力可能な範囲内で、御対応いただくこととしている」（甲B7の1の2の7頁）「提供可能なバスの台数については、今後バス協会と協議を進めてまいります」（甲B7の2の2の13頁）と回答し、何台のバスを提供してもらえるか把握していないことを認めている。

協会から提供してもらえるバスの台数が不明であるということは、不足するバスの台数も不明であるということに他ならない。県と協会の双方が①～⑥の継続的活動をしていない現状では、協会からバスを提供してもらうことは不可能である。

## ロ 配備も困難

確保したバスをどこの一時集合場所に派遣するかを決定し、その決定を事業者あるいはバスの運転手に誰が伝達するのも重要である。この点についての控訴人らの質問に対し、県は、「輸送手段の確保状況等の情報のバス運転手への連絡については、原則として宮城県災害対策本部→協会（担当窓口）→個別事業者→バス運転手のルートで行うこととしている」と回答している（甲B7の3の2の11～12頁）。この回答によれば、事業者あるいはバスの運転手に対する指示（配備）の責任者は協会ということになる。

しかし、協会はいざという時、バスの手配に責任を負うのはあくまでも県であるとの態度を取っている（甲B11の4の2、甲B11の5の2）。事業者にバスの提供を要請する場面のみならず、提供を受けたバスを手配する場面においても、実行責任が誰かについて県と協会の見解は対立したままである。現状では、事業者からバスの提供を受けたとしても手配者が不在という理由で、一時集合場所でバスを待っている避難者の下にバスが到着することはない（訴状89～93頁）。

バスの確保に責任を持つ（県庁内の）主体が定まっていないことも重要である。甲B11の17の1～2によれば事故発生後バスを確保する責任を持つ主体が

- ① 県の原子力安全対策課（事故発生後も引き続き責任を持つ）
- ② 県の災害対策本部
- ③ 県の現地本部（オフサイトセンター）

のいずれであるかが定まっていないということである。

従って、事故発生直後の混乱した状況下で責任主体をどこにするか、どこにの部署にそれを担当してもらおうかから議論をスタートしなければならず、議

論の結果、責任主体と当該部署が定まったとしても、経過を知っている担当課から経過を聞いて頭に入れてから動く必要があり、混乱した状況下で担当課からの経過の聞き取りが上手くいくかどうか不明である。

さらには、避難者からの問い合わせ先も整備されていない。甲B11の17の1～2によれば、一時集合場所に集まった避難者からの「バスは来るのか」「いつ着くのか」等の問い合わせに回答する責任を持つのは、

- ① 県の原子力安全対策課（事故発生後も引き続き責任を持つ）
- ② 県の災害対策本部
- ③ 県の現地本部（オフサイトセンター）

のいずれであるかも定まっていない。

問い合わせ先が整備されても、避難者の全ての質問に「分からない」（現状はそのような回答をする以外ない）を連発するようであれば、一時集合場所に集まった避難者は混乱するだけである。バスが来ないのであれば、一時集合場所で待機していた時間を無駄にしたことになるだけでなく、バスが来ないことを知っていれば、他の手段で避難できたにもかかわらず、その手段を失い、より過酷な状況の下で避難を開始せざるを得ない。その間、30km圏内に留まることによる被ばくによる健康上の危険も無視できない。

バスの確保が困難であることは、病院、高齢者施設、障害者施設の入院患者・入居者の搬送手段にもそのまま当てはまる。

## ハ 被控訴人の立場と役割

バスを確保する（県庁内の）担当課が定まらず、県と協会がバスの確保と配備の責任を否定し、（双方が）日頃の継続的努力をしておらず、しかも、バスの確保にとって乗り越えるべき課題の下記(3)(4)に手が付いていない現

状で、バスの確保と配備が可能であるということであれば、被控訴人において、県と協会から経過を聴取し、

- ① いざという時、協会を通じ何台のバスを確保できるのか
- ② 避難指示後、何時間（何日）で一時集合場所にそのバスを到着させることができるのか

を明らかにするべきである。それができない場合には、バスの確保と配備は不可能であることを認めるべきである（第9準備書面17～18頁）。

- (3) 厚生労働省の改善基準告示で定める運転手の拘束時間（「1日（始業時刻から起算して24時間）の拘束時間は13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても16時間が限度」「1日の休息期間は継続8時間以上必要」（甲B11の7の3）内に事業所を出て、事業所に戻ることは不可能
- イ 厚生労働省の改善基準告示で定める運転手の拘束時間内に、事業所を出て、事業所に戻ることは不可能

事故が起き、協会から派遣されたリエゾンが事業者にもバスの提供を求める電話を入れ、事業者から「何日で事業所に戻って来られるのか」と質問されても、リエゾンもそれを指導する県の担当課も「わからない」と答えざるを得ない。「2日も3日もかかるということはないのか」という質問に対して、「ない」と否定することもできず、「最大何日かかるのか」という質問にも回答できないはずである。検査場所がいつ開設されるか不明で、受付ステーションの交通渋滞がどれほど深刻なものであるか分からなければ、そのように回答するしかない。

そのような回答を聞いて、被ばくの危険を覚悟で運転を承諾する運転手は存在しない。運転手の承諾を無視してバスを派遣する事業者もいない。検査

場所が開設できず、検査場所の周囲の渋滞の中で何日も待機を余儀なくされることが予想される現状で、厚生労働省の改善基準告示で定める運転手の拘束時間内に事業所を出て、事業所に戻るなどできないからである。検査場所が開設されなければ、どこに行くか行き先が不明のバスになり、行き先が不明のバスになることを承知でバスを提供する事業者及びそれを承知で運転を引き受ける運転手はいない。(第3準備書面39～41頁)。

以上のことは、バスの確保を協会所属の事業者に要請を行った際「事業所を出発して事業所に戻ってくるまでのおよその時間(日数)」「厚生労働省の改善基準告示が定める運転手の拘束時間内に戻ることができるのか」の質問をされた場合の回答用の資料が存在しないことから明らかである(甲B10の14の1～2)。

#### ロ 被控訴人の立場と役割

以上の主張を否定するのであれば、被控訴人において、県と協会から「厚生労働省の改善基準告示で定める運転手の拘束時間内に事業所を出て、事業所に戻ることができるか否か」を事業者に説明しているのかどうかを聴取し、その結果、県と協会がそのことを事業者に説明をしていないことが明らかになった場合は、(説明した時の結果は自ずと明らかであるから)バスの確保と配備ができないことを認めるべきである。

#### (4) 添乗員(市の職員)を確保していない。添乗員の役割も決められていない

##### イ 添乗員(市の職員)を確保できない理由

市の計画には「避難搬送用バスには、石巻市職員を添乗させ広域避難所まで誘導する」(甲B5の10頁)と規定されている。「職員のうち誰がどのバスに添乗するのか決まっているのか」「職員の誰がどの一時集合場所の参集要因になるのかが決まるのはいつ頃か」との控訴人らの質問に対し、市は「一

時集合場所の参集要員が添乗することになりますが、従事者は、災害時の他業務との関係を含め、今後検討してまいります」(甲B7の1の2の7頁)「一時集合場所の参集要員につきましては、バスの配車方法等と併せて検討いたします。決定時期は未定です」(甲B7の2の2の14頁)と回答し、確保のための具体的計画が無いことを認めている。協会を通じバスを確保し、バスが指定された一時集合所に到着したとしても職員の添乗がなければ、避難を開始することができない(訴状93頁)。

市の職員の誰を添乗させるかを決定し、その職員に指示する責任を負う主体が市の総務部危機対策課(引き続き担当する)か、市の災害対策本部かが決まっていないことも確保にとって障害となっている。確保にとって障害となるのはそれだけではない。添乗を打診された職員は市に対し、バスの運転手と同様の質問をするはずである。

「一時集合所から検査所と受付ステーションを経由して最終の避難所に着くのに何日かかるのか」

「休憩所(トイレ)の場所は定まっているのか、それとも添乗した職員が探すのか」

「途中で食料・水の補給はなされるのか」

「体調不良者が出た場合どうするのか」

「最終の避難所にいつ着くのか分からず避難者から苦情が出た場合、どこに問い合わせしたらよいのか」

「検査場所で検査を受けられないことが分かった場合、どこに向かえばいいのか」

等の質問を受けても市は回答することが出来ないはずである。バスに添乗する職員の役割(何をするのか、何ができて何ができないのか)を検討したこ



とがないから、回答することができないのである（甲B 1 1の9～1 1の12）。

役割が不明で、添乗した後どうなるか見通しが全く不明なバスに添乗する職員は存在せず、市も職員の健康に影響を与えかねない危険な業務に就くことを強制できない以上、添乗する職員の確保は絶望的である（第8準備書面22～23頁）。その意味においてもバスの確保と配備は不可能である（第2準備書面4～5頁）。

#### □ 被控訴人の立場と役割

以上の主張を否定するのであれば、市から添乗する職員の確保の見通しについて聴取し、

- ① 何人確保したのか
- ② 添乗する職員の役割は何か
- ③ 職員に添乗を打診したことがあるかどうかとその結果
- ④ 打診した職員から「一時集合所から検査所と受付ステーションを経由して最終の避難所に着くのに何日かかるのか」「検査場所で検査を受けられないことが分かった場合、どこに向かえばいいのか」と質問されたたてどのように回答したのか

を明らかにするべきである。それができない場合は、添乗する職員の確保は絶望的であることを認めるべきである。

#### (5) 検査場所の開設とバスの確保との関係

バスの確保と配備のためには、以上の課題を解決しなければならないが、検査場所の開設が不可能、開設できるとしてもいつ開設できるかわからない

ということをバス事業者と添乗する職員に正直に伝えれば、検査場所の周囲の路上で放射性物質を浴びつつ、待機せざるを得ないだけでなく、(検査場所での検査を受けられない結果として) そのバスは行き先不明のバスとなる。それを知ってバスを提供してくれる事業者、添乗する職員は存在しない。検査場所の開設が不可能であることは、バスの確保に決定的な影響を与えている。

しかし、検査場所は速やかに開設され、バスは協会を通し、配備されるという建前を動かしていない県、市、内閣府は、協議会の「確認」に縛られ、バスを確保し、一時集会場所に集まった避難者を乗せ、検査場所を通過しようとするに違いなく、検査場所の開設もバスの確保も何の根拠もない建前にすぎなかったことを知った後の混乱と、その後の避難がどれだけ深刻なものになるかは、容易に想像がつくことである。

作業部会で上記の課題についてどのような議論がなされたのか、被控訴人は明らかにするべきである。作業部会でこれらについて議論がなされず、県・市・協会からの聴取結果に照らし、県と協会との対立が解消させておらず、バスの確保と配備にとって乗り越えるべき諸課題(上記5の(3)(4))に手が付いていないということであれば、被控訴人はバスの確保と配備は不可能であることを認めるべきである。

### 第3 結語

以上のとおり、県と市の避難計画では、その中核部分である「検査場所を開設できない」し「バスの確保と配備ができない」。したがって、県と市の避難計画は原子力災害対策指針等に違反していて、実効性を欠いていることは明らかであるし、中核部分について議論もしない女川地域防災協議会ないし原子力防災会議の判断に看過しがたい過誤や欠落があったことは明らかである。

一審原告代表原伸雄が2022年9月14日付原告団意見陳述書で

「本訴訟の意義は、今やPAZ、UPZの住民約15万人が、事故発生後、

- ① 県の指示に従って検査場所に向かっているのか
  - ② 一時集合所でバスを待っていていいのか、来たバスに乗っているのか
- という、いのちに関わる切実な問題に集約されました。②が①と関連することとは、先ほど述べたとおりです。」

と述べたのは、証拠上、

- イ 検査場所に向かうべきではない
- ロ 一時集合場所でバスを待つべきではない
- ハ (バスが来たとしても検査場所が開設されないのであるから) バスに乗るべきではない

ことが明らかになったからである。

被控訴人が控訴人の主張する上記3（検査場所を開設できない理由）と上記5（バスの確保と配備ができない理由）に確たる反論を行わず、作業部会での議論の内容も明らかにせず、控訴人の（「被控訴人の立場と役割」での）質問に回答しなければ、上記3と5は一層明らかになる。

そして、かかる県と市の避難計画の不備によって、県と市の避難計画が存在しない場合よりもさらに避難が遅れる、ないし避難ができなくなることは必至であり、その被害を被るのは、単に本訴訟の控訴人らだけでなく、PAZ、準PAZ、そしてUPZに居住する人のほぼすべてである。

「増災」を食い止め、「増災」による多数の避難者（その中には被控訴人派遣の600名、県派遣の320名が含まれることもあり得る）の被害を回避する唯一の方法は、裁判所が上記3、5を認めることである。そのうえで裁判所は、県と市の避難計画の中核部分に原子力災害対策指針等に照らして看過しがたい過誤や欠落があることを認定し、再稼働は認められないとの判断を示すべきである。

以 上